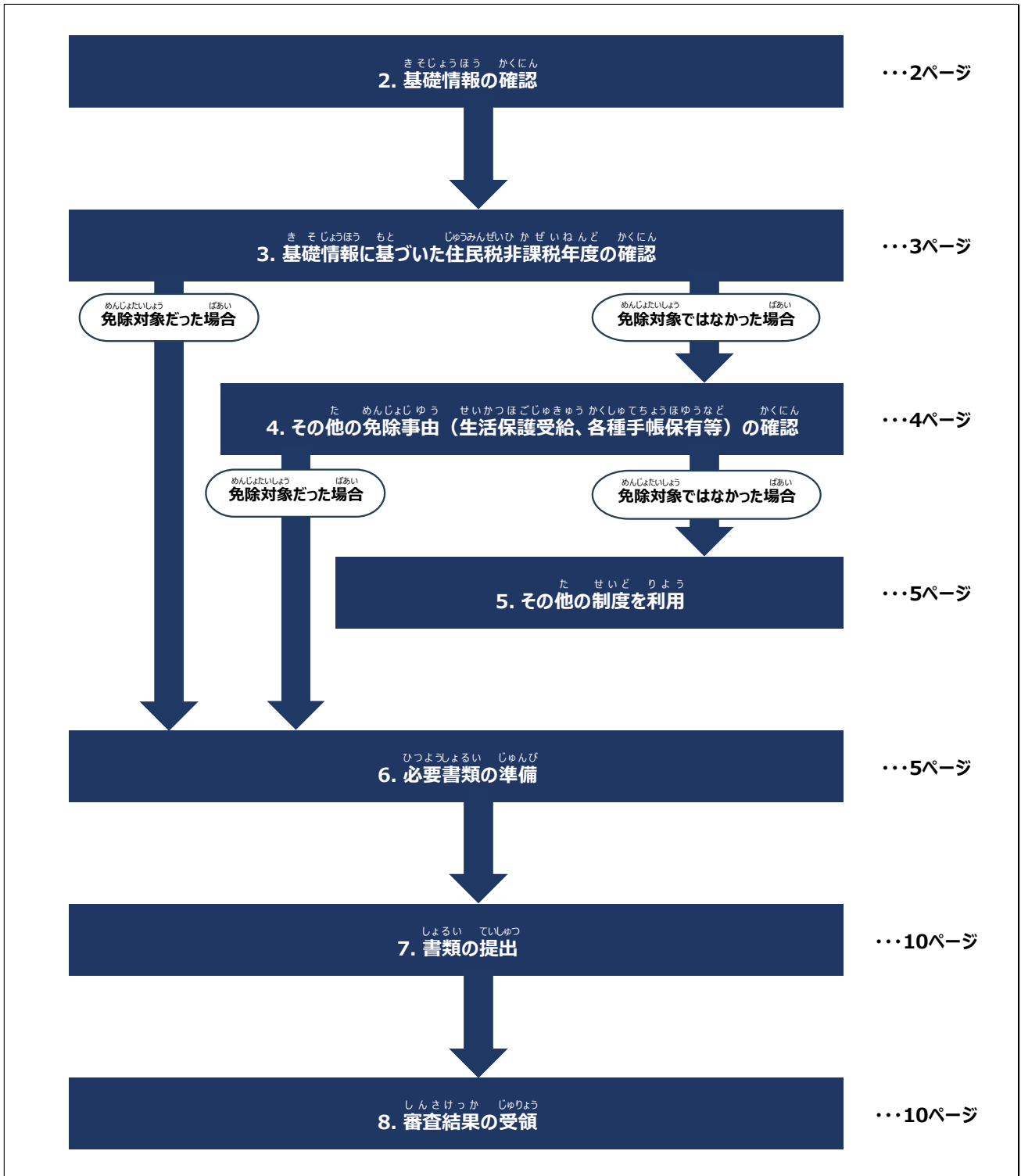


償還（返済）免除申請手続きの手引き

1. 償還免除申請の手続きの流れ

償還免除申請の手続きの基本的な流れを示していますので、上から順番に流れに沿ってご確認ください。各項目の詳細は右側の該当ページをご参照ください。



2. 基礎情報の確認

2-1. 資金種類と償還開始日の確認

同封されている「緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除申請書（以降、償還免除申請書）」に記載された「資金種類」と「償還開始日」を確認してください。

● 償還免除申請書（例）

緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除申請書					
借受人氏名	大阪 花子 様		借受人関係者コード	9999999	
資金種類	貸付コード	償還開始日	償還期限日	貸付金額	免除申請額
緊急小口資金	KA999999	2023/1/1	2024/12/31	100,000 円	
総合支援資金					

■ 資金種類をご確認ください

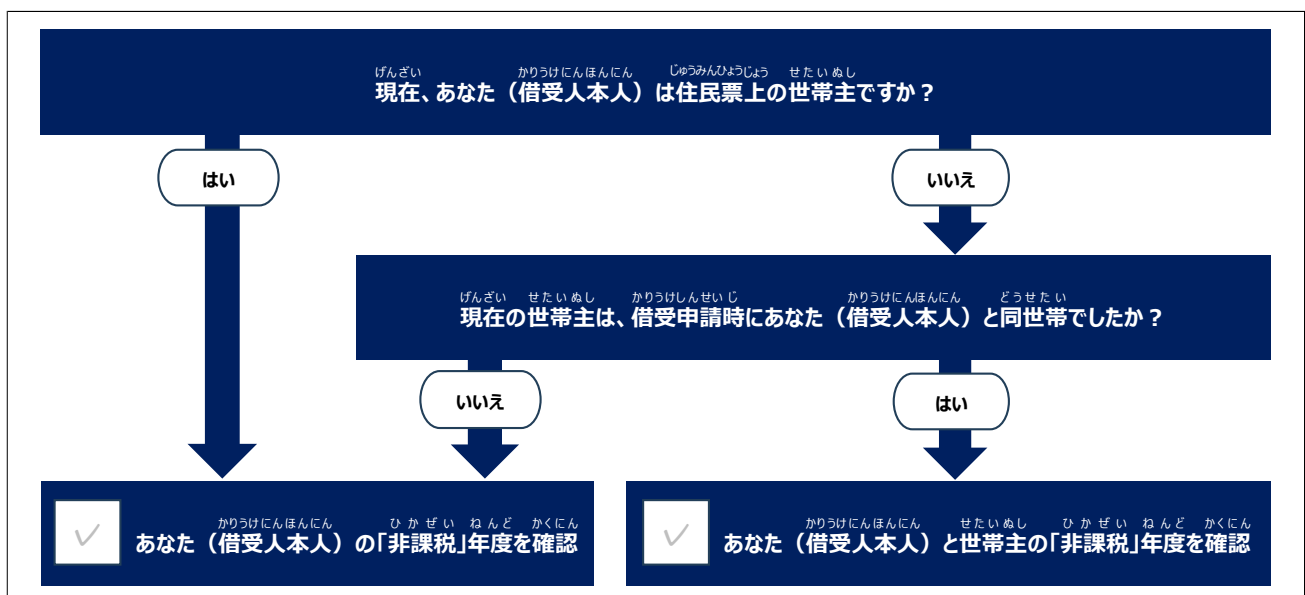
■ 償還開始日をご確認ください

● 注意点

償還免除申請書には、本書送付時点で残高がある貸付コードを記載しています。自分が免除対象かどうか、貸付コードごとに確認してください。

2-2. 世帯主の確認と住民税非課税年度の確認

次のページで住民税非課税の年度を確認するにあたり、まず以下の項目を確認して、該当する項目の一方に「✓」をつけてください。



3. 基礎情報に基づいた住民税非課税年度の確認

「2-1. 資金種類と償還開始日の確認（2 ページ）」で確認した「資金種類」と「償還開始日」の列を確認し、あなた（借受人本人）の非課税年度に「✓」をつけ、該当年度の非課税証明書をすべてご準備ください。

※「2-2. 世帯主の確認と住民税非課税年度の確認（2 ページ）」で「あなた（借受人本人）と世帯主の「非課税」年度を確認」に該当した場合は、あなたと世帯主が同年度非課税となる非課税年度に「✓」をつけ、該当年度の非課税証明書をすべてご準備ください。

※償還猶予期間があった方、もしくは償還猶予中の方は以下の限りではありません。11 ページのお問い合わせ先までご連絡ください。

課税証明書の年度	資金種類	緊急小口資金		総合支援資金 （初回貸付）		総合支援資金 （延長貸付）	総合支援資金 （再貸付）
	令和5年 （2023年） 償還開始	令和6年 （2024年） 償還開始	令和5年 （2023年） 償還開始	令和6年 （2024年） 償還開始			
令和3年度 （令和2年分）	✓ ※免除額：全部	償還免除 対象外	✓ ※免除額：全部	償還免除 対象外	償還免除 対象外	償還免除 対象外	償還免除 対象外
令和4年度 （令和3年分）	✓ ※免除額：全部	償還免除 対象外	✓ ※免除額：全部	償還免除 対象外	償還免除 対象外	償還免除 対象外	償還免除 対象外
令和5年度 （令和4年分）	✓ ※免除額：一部	✓ ※免除額：全部	✓ ※免除額：一部	✓ ※免除額：全部	✓ ※免除額：全部	✓ ※免除額：全部	償還免除 対象外
令和6年度 （令和5年分）	償還免除 対象外	✓ ※免除額：一部	✓ ※免除額：一部	✓ ※免除額：一部	✓ ※免除額：一部	✓ ※免除額：一部	✓ ※免除額：全部
令和7年度 （令和6年分）	償還免除 対象外	償還免除 対象外	✓ ※免除額：一部	✓ ※免除額：一部	✓ ※免除額：一部	✓ ※免除額：一部	✓ ※免除額：一部
令和8年度 （令和7年分）	償還免除 対象外	償還免除 対象外	✓ ※免除額：一部	✓ ※免除額：一部	✓ ※免除額：一部	✓ ※免除額：一部	✓ ※免除額：一部

【西暦と暦変換】

令和2年=2020年、令和3年=2021年、令和4年=2022年、令和5年=2023年、令和6年=2024年、令和7年=2025年、令和8年=2026年

※上記を確認した結果、非課税年度に「✓」がついた場合は、免除申請を行うため「6. 必要書類の準備（5 ページ）」にお進みください。

※上記を確認の結果、「✓」がつかなかった場合（住民税非課税による免除対象ではなかった場合）は「4. その他の免除事由（生活保護受給、各種手帳保有等）の確認（4 ページ）」にお進みください。

4. その他の免除事由（生活保護受給、各種手帳保有等）の確認

「3. 基礎情報に基づいた住民税非課税年度の確認（3ページ）」の結果、住民税非課税による免除対象ではなかった場合は、下記表を参照して、他の免除対象に該当するかご確認ください。

あなた（借受人本人）は償還開始以後、生活保護を現在も受給している、もしくは受給していたことがありますか？

はい

いいえ

あなた（借受人本人）は以下のいずれかの交付を受けていますか？

- ①精神障害者保健福祉手帳（1級）
- ②身体障害者手帳（1級又は2級）
- ③療育手帳（A重度）

はい

いいえ

償還免除申請書に記載の償還期限日が属する年度の翌年度以降の課税証明書が、連続する2か年いずれも非課税ですか？
※あなた（借受人本人）と世帯主両方の住民税が非課税

はい

いいえ

生活困窮により滞納金額が増加しており、返済開始から累計して12か月分以上の滞納金額がある。
かつ住民税所得割が非課税である、高齢者（65歳以上）のみが属する世帯、障がい者が属する世帯、又はひとり親の世帯ですか？

はい

いいえ

免除申請を行うため「6. 必要書類の準備（5ページ）」にお進みください

「5. その他の制度を利用（5ページ）」にお進みください

5. その他の制度を利用

償還免除の事由について、これら以外でも「借受人が死亡/失踪」「自己破産の手続きが完了、又は個人再生手続きを行い返済が完了し、免責が確定している」場合は償還免除となる可能性があります。お心当たりがある場合は11ページのお問い合わせ先までご連絡ください。

その他、毎月の返済の負担を減らす「償還猶予」や「少額・繰上げ返済」という制度もございますので、毎月の返済にお困りの場合もお問い合わせ先までご連絡ください。

※注意事項

- ① 償還猶予（1年間返済を止める）には審査があります。
- ② 償還猶予は貸付コードごとに1回のみとなります。「2回目の猶予」はできません。
- ③ 償還猶予申請は、毎月15日までに届いたものは翌月に審査結果が出ます。※不備がない場合

6. 必要書類の準備

6-1. 免除の事由ごとの必要書類の準備

償還免除の申請には下記事由1～6のいずれかに記載された、申請に必要な書類の提出が必要となります。

免除の事由ごとに必要な書類が異なりますのでご注意ください。

「ご確認ください点」をご覧いただき、「必要書類」をご準備ください（□にチェック✓を入れてご確認ください）

事由	必要書類	ご確認ください点
1. 住民税が非課税の場合	① 償還免除申請書 ② 住民票の写し（原本） ※コピー不可 ③ 課税証明書（原本） ※住民税の税額が「0円」であることを確認できる書類 ※課税証明書の名称は「課税証明書」以外に「非課税証明書」や「課税・非課税証明書」、「課税（所得）証明書」であることが多く、各市区町村によって名称や書式が異なります	「②住民票の写し」について <input type="checkbox"/> 原本である（コピー不可） <input type="checkbox"/> 借受人氏名を含む世帯全員分が記載されている <input type="checkbox"/> 続柄が記載されている <input type="checkbox"/> 個人番号（マイナンバー）が省略されている <input type="checkbox"/> 申請日から3か月以内に取得したもの 「③課税証明書」について <input type="checkbox"/> 原本である（コピー不可） <input type="checkbox"/> 「3. 基礎情報に基づいた住民税非課税年度の確認（3ページ）」で「✓」をつけたすべての年度の課税証明書を用意した 【借受人本人が世帯主の場合】 <input type="checkbox"/> 借受人（世帯主）の課税証明書で、住民税の「 所得割額 」及び「 均等割額 」が「0円」であることを確認できる 【借受人本人が世帯主ではない場合】 <input type="checkbox"/> 世帯主と借受人の課税証明書で、住民税の「 所得割額 」及び「 均等割額 」が「0円」であることを確認できる <input type="checkbox"/> 世帯主と借受人の書類が 同一年度 で揃っている

<p>かりうけにん しょうかんかいしびいごう 2.借受人が償還開始日以降に生活保護を受給している ・現在も受給している ・受給していたことがある</p>	<p>しょうかんめんじょしんせいしよ ①償還免除申請書 せいかつほご じゆきゆうしやうめいしよ ②生活保護の受給証明書、適用証明書等（コピー可） ※お住まいの市区町村の福祉課で発行してもらえます ※変更通知書は、受給期間の確認ができず申請不備となります</p>	<p>せいかつほご じゆきゆうしやうめいしよ てきやうしやうめいしよなど 「②生活保護の受給証明書、適用証明書等」について かりうけにん しめい かくにん <input type="checkbox"/>借受人の氏名が確認できる しょうかんかいしびいごう げんざい せいかつほご じゆきゆう ばあい 【償還開始日以降、現在も生活保護を受給している場合】 じゆきゆうかいしび げんざいじゆきゆうちゆう <input type="checkbox"/>受給開始日と現在受給中であることが書類で分かる <input type="checkbox"/>申請書の提出日から3か月以内に発行されたものである しょうかんかいしびいごう せいかつほご じゆきゆう ばあい 【償還開始日以降、生活保護を受給していたことがある場合】 じゆきゆうかいしび じゆきゆうしやうめいしよ び きさい <input type="checkbox"/>受給開始日と受給終了日の記載がある</p>
<p>かりうけにん せいしんしやうがいしやほけん ふくしてちやう ぎやう ころふ 3.借受人が精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている場合</p>	<p>しょうかんめんじょしんせいしよ ①償還免除申請書 せいしんしやうがいしやほけん ふくしてちやう ②精神障害者保健福祉手帳（1級）のコピー</p>	<p>せいしんしやうがいしやほけん ふくしてちやう ぎやう 「②精神障害者保健福祉手帳（1級）」について <input type="checkbox"/>コピーである（原本不可） かりうけにんほんにん しめい かくにん かくにん <input type="checkbox"/>借受人本人の氏名が確認できる（確認できないものは不可） <input type="checkbox"/>1級であることが確認できる（確認できないものは不可） てちやう ゆうごうきげんない ゆうごう きげん ぎ ふ かく <input type="checkbox"/>手帳は有効期限内である（有効期限切れのものは不可）</p>
<p>かりうけにん しんたいしやうがいしやてちやう ぎやう ころふ 4.借受人が身体障害者手帳（1級または2級）の交付を受けている場合</p>	<p>しょうかんめんじょしんせいしよ ①償還免除申請書 しんたいしやうがいしやてちやう ぎやう ②身体障害者手帳（1級または2級）のコピー</p>	<p>しんたいしやうがいしやてちやう ぎやう ころふ 「②身体障害者手帳（1級または2級）」について <input type="checkbox"/>コピーである（原本不可） かりうけにんほんにん しめい かくにん かくにん <input type="checkbox"/>借受人本人の氏名が確認できる（確認できないものは不可） <input type="checkbox"/>1級または2級であることが確認できる（確認できないものは不可）</p>
<p>かりうけにん りやういくてちやう ぎやう ころふ 5.借受人が療育手帳（A重度）の交付を受けている場合</p>	<p>しょうかんめんじょしんせいしよ ①償還免除申請書 りやういくてちやう じゆうど ②療育手帳（A重度）のコピー</p>	<p>りやういくてちやう じゆうど 「②療育手帳（A重度）」について <input type="checkbox"/>コピーである（原本不可） かりうけにんほんにん しめい かくにん かくにん <input type="checkbox"/>借受人本人の氏名が確認できる（確認できないものは不可） <input type="checkbox"/>A重度であることが確認できる（確認できないものは不可） てちやう ゆうごうきげんない ゆうごう きげん ぎ ふ かく <input type="checkbox"/>手帳は有効期限内である（有効期限切れのものは不可）</p>

<p>6.生活困窮により滞納金額が増加しており、返済開始から累計して12か月分以上の滞納金額がある、かつ住民税所得割が非課税である、高齢者（65歳以上）のみが属する世帯（※2）、障がい者が属する世帯（※3）、又はひとり親の世帯（※4）である場合</p> <p>（※2）65歳以上で形成される世帯（未成年が同居する場合も含む）</p> <p>（※3）障がい者が属する世帯</p> <p>（※4）18歳以下の子を扶養する、配偶者なしの世帯（同居高齢者がいる場合も含む）</p>	<p>①償還免除申請書</p> <p>①に加えて、下記の書類②と③が必要。障がい者世帯の場合は④も必要となる</p> <p>②課税証明書（原本）</p> <p>※住民税の「<u>所得割額</u>」が「0円」であることを確認できる書類</p> <p>※課税証明書の名称は「課税証明書」以外に、「非課税証明書」や「課税・非課税証明書」、「課税（所得）証明書」であることが多く、各市区町村によって名称や書式が異なります</p> <p>③住民票の写し（原本）</p> <p>※コピー不可</p> <p>（以降は障がい者世帯の場合に限り必要）</p> <p>④下記Ⅰ～Ⅲいずれかが1点</p> <p>Ⅰ.精神障害者保健福祉手帳</p> <p>Ⅱ.身体障害者手帳</p> <p>Ⅲ.療育手帳</p> <p>※Ⅰ～Ⅲの各種手帳の等級は問わない</p>	<p>「②課税証明書」について</p> <p><input type="checkbox"/> 原本である（コピー不可）</p> <p>【借受人本人が世帯主の場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 借受人（世帯主）の課税証明書で、住民税の「<u>所得割額</u>」が「0円」であることを確認できる</p> <p>【借受人本人が世帯主ではない場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 世帯主と借受人の課税証明書で、住民税の「<u>所得割額</u>」が「0円」であることを確認できる</p> <p><input type="checkbox"/> 世帯主と借受人の書類が<u>同一年度</u>で揃っている</p> <hr/> <p>「③住民票の写し」について</p> <p><input type="checkbox"/> 原本である（コピー不可）</p> <p><input type="checkbox"/> 借受人氏名を含む<u>世帯全員分</u>が記載されている</p> <p><input type="checkbox"/> <u>続柄</u>が記載されている</p> <p><input type="checkbox"/> 個人番号（マイナンバー）が省略されている</p> <p><input type="checkbox"/> 申請日から3か月以内に取得したもの</p> <hr/> <p>「④Ⅰ～Ⅲいずれか1点」について（障がい者世帯の場合）</p> <p><input type="checkbox"/> コピーである（原本不可）</p> <p><input type="checkbox"/> 借受人本人または住民票に記載のある氏名が確認できる</p> <p><input type="checkbox"/> （Ⅰ.精神障害者保健福祉手帳もしくはⅢ.療育手帳の場合）手帳は有効期限内である</p>
--	--	---

<p>7. 償還免除申請書に記載の償還期限日が属する年度の翌年度以降の課税証明書が、連続する2か年いずれも非課税である</p> <p>例) 償還期限日が2024/12/31の場合 ・償還期限日が属する年度：令和6年度 ・償還期限日が属する年度の翌年度以降：令和7年度以降</p> <p>ゆえに、令和7年度と令和8年度の課税証明書（非課税）や令和8年度と令和9年度の課税証明書（非課税）など</p>	<p>① 償還免除申請書</p> <p>② 課税証明書（原本）</p> <p>※住民税の「<u>所得割額</u>」が「0円」であることを確認できる書類</p> <p>※課税証明書の名称は「課税証明書」以外に、「非課税証明書」や「課税・非課税証明書」、「課税（所得）証明書」であることが多く、各市区町村によって名称や書式が異なります</p> <p>※償還期限日が属する年度の翌年度以降で連続する2か年分が必要です</p> <p>③ 住民票の写し（原本）</p> <p>※コピー不可</p>	<p>「② 課税証明書」について</p> <p><input type="checkbox"/> 原本である（コピー不可）</p> <p><input type="checkbox"/> 「3. 基礎情報に基づいた住民税非課税年度の確認（3ページ）」で「✓」をつけたすべての年度の課税証明書を用意した</p> <p>【借受人本人が世帯主の場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 借受人（世帯主）の課税証明書で、住民税の「<u>所得割額</u>」が「0円」であることを確認できる</p> <p>【借受人本人が世帯主ではない場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 世帯主と借受人の課税証明書で、住民税の「<u>所得割額</u>」が「0円」であることを確認できる</p> <p><input type="checkbox"/> 世帯主と借受人の書類が<u>同一年度</u>で揃っている</p> <p>「③ 住民票の写し」について</p> <p><input type="checkbox"/> 原本である（コピー不可）</p> <p><input type="checkbox"/> 借受人氏名を含む<u>世帯全員分</u>が記載されている</p> <p><input type="checkbox"/> <u>続柄</u>が記載されている</p> <p><input type="checkbox"/> 個人番号（マイナンバー）が省略されている</p> <p><input type="checkbox"/> 申請日から3か月以内に取得したもの</p>
--	---	--

6-2. 償還免除申請書の記入例

以下の通り、償還免除申請書の必要箇所に記入してください。

※借受人様ご本人が申請の手続きができず、代理人が代わりに手続きを行う場合、状況申告書が必要になります。状況申告書が必要な場合、別途お送りいたしますので、大阪府コロナ特例貸付事務センター（TEL：0570-078-006）までお問い合わせください。

● 償還免除申請書（記入例）

緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除申請書					
借受人氏名	大阪 花子 様		借受人関係者コード	9999999	
資金種類	貸付コード	償還開始日	償還期限日	貸付金額	免除申請額
緊急小口資金	KA999999	2023/1/1	2024/12/31	100,000円	免除要件に基づく 当該資金種類の 償還免除上限額
総合支援資金 (初回)					
総合支援資金 (延長)					
総合支援資金 (再貸付)					

大阪府社会福祉協議会 会長殿
私は、次の事由に該当するため以下①～⑥のすべてを確認し、同意した上で免除申請いたします。
事由 A：住民税の所得割額・均等割額がいずれも非課税（0円）である⇒本紙表面右側を確認の上、必要書類をご準備ください。
事由 B：以下のいずれかに該当する⇒本紙裏面を確認の上、必要書類をご準備ください。
➢ 借受人が償還開始日以降に生活保護を受給している（または受給していたことがある）。
➢ 精神障害者保健福祉手帳（1級）、身体障害者手帳（1級または2級）、または、療育手帳（A 重度）のいずれかの交付を受けている。
➢ 次の要件をすべて満たす：①生活困窮により滞納が増加し返済開始から累計 12 か月以上の滞納がある、②住民税所得割が非課税、③高齢者（65 歳以上）のみの世帯、または障がい者が属する世帯、またはひとり親世帯。
➢ 本申請書に記載の償還期限日が属する年度の翌年度以降の課税証明書が 2 年連続でいずれも非課税である。
① 私は、申請内容に相違や虚偽がないことを約束いたします。
② 私は、貴協議会が本制度の目的に必要な範囲で、関係機関/第三者（※1）に私の個人情報を提供・照会し取得することに同意します。
③ 私は、当申請に審査があることを理解し、審査結果において不承認理由が開示されないことに同意します。
④ 私は、本紙記載の内容および注釈を理解したうえで償還免除の申請をします。
⑤ 私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。私は、貴社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めすることに同意します。
⑥ 償還免除を目的に世帯主の変更を行ってはいません。また、償還免除の決定後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や償還免除の要件に該当しないことが判明した場合には、償還免除を取り消されることに同意します。
（※1）関係機関とは、市区町村社会福祉協議会・自立相談支援機関・自治体・公的機関等を指します。
当協議会は本制度の目的に必要な範囲（警察への捜査協力等を含む）で適切に情報を管理します。

※本枠内をすべて黒色のボールペンで記入ください。記載漏れ、ボールペン以外での記入は申請不備となります。

令和 年 月 日 ※この書類を記入した日付を記入

借受人氏名（自署）

電話番号 - - ※日中に連絡のとれる電話番号を記入

■本書送付時点で残高のある貸付コードを記載しています

※すでに「償還完了」となっている貸付コードは記載されていません

※償還免除申請に必要な非課税証明書の年度は償還開始日によって異なります（「3. 基礎情報」に基づいた住民税非課税年度の確認（3ページ））で免除対象だった場合）

■同意内容を必ずご確認ください

■同意内容にご同意のうえ、署名漏れがないように必ずご記入ください

※代筆される場合はお問い合わせください

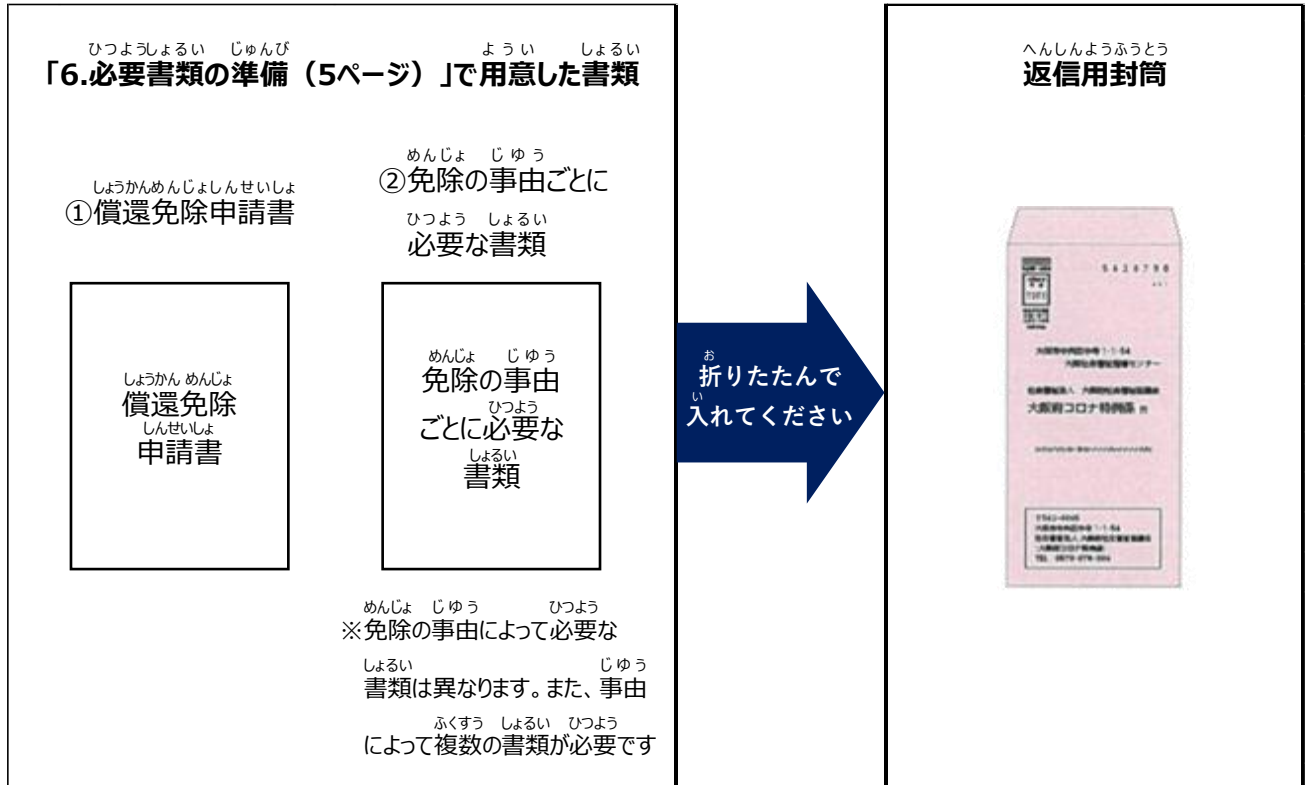
【枠内からはみ出さないように、黒色ボールペンで強く鮮明に書いてください】

消えるボールペン・鉛筆の使用不可

記入漏れや不備があれば審査完了までお時間をいただくこととなります。内容をご確認のうえ、記入してください

7. 書類の提出

以下の書類を同封の返信用封筒に入れて郵送してください。



8. 審査結果の受領

8-1. 審査について

償還免除申請には審査があります。償還免除申請の審査結果に関しては順次郵送でお知らせします。審査状況のお問い合わせや審査結果については、電話では回答できません。

8-2. 審査結果の時期

通常1～2か月ほどで審査結果を通知いたします。なお、償還免除申請書の記入漏れや不備があれば審査完了までお時間をいただくことになります。

9. よくある質問とお問い合わせ先

9-1. よくある質問

Q. 課税証明書とは何ですか。

A. 課税証明書とは、市区町村の役所で交付される、証明書発行年度の前年（1月1日から12月31日まで）の所得に基づいて算定した住民税の税額が記載された書類です。課税証明書の名称は「課税証明書」以外に「非課税証明書」や「課税・非課税証明書」、「課税（所得）証明書」であることが多く、各市区町村によって名称や書式が異なります。住民税が非課税であることを証明するために、いずれも住民税の税額が0円であることを確認できる必要があります。住民税決定通知書や確定申告書類、源泉徴収票では審査できませんのでご注意ください。

Q. 窓口で提出することは可能ですか。

A. 対面の受付窓口はございませんので書類は郵送してください。

Q. 申請書を書き間違えた場合はどうすればよいですか。

A. 書き間違えた箇所に二重線を引き、訂正印を押印の上修正ください。

Q. 住民票記載事項証明書でも審査可能ですか。

A. 住民票記載事項証明書では審査できません。続柄記載のある世帯全員分の住民票をご提出ください。

Q. 生活保護の受給期間がわかるものがないのですが、どうしたらよいですか。

A. お住まいの地域の福祉事務所で発行し、ご提出ください。

詳しくは、大阪府ホームページをご参照ください。

〈大阪府ホームページ〉

大阪府内福祉事務所等一覧（下記URLもしくは右記QRコード）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090030/shakaiengo/hukushijimusho/index.html>



Q. 世帯主宛ての生活保護の証明書を持っており、借受人の名前が書かれていないのですが、どうしたらよいですか。

A. 通常、生活保護決定後に発行される生活保護の証明書は世帯主宛となりますので、お住まいの地域の福祉事務所にご相談いただき、借受人のお名前と受給期間の記載のある証明書を発行し、ご提出ください。

9-2. お問い合わせ先

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 大阪府コロナ特例貸付事務センター

電話番号：0570-078-006

受付時間：平日9:00～17:00

〈コロナ特例貸付償還・免除ポータルサイト（下記URLもしくは右記QRコード）〉

<https://www.osakafusyakyoo.or.jp/sikinbu/tokureiportal>

